弥富市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

平成28年３月31日

改正　平成31年３月31日

令和３年５月31日

令和３年９月30日

令和４年２月28日

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第１号訪問事業及び第１号通所事業を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（指定に係る申請者の要件）

第３条 法第115条の45の５第１項の規定による第１号事業の指定に係る申請を行うことができる者は、法人とする。

（指定の申請等）

第４条 法第115条の45の５第１項及び法第115条の45の６の規定による申請は、指定（更新）申請書（第１号様式）によるものとする。

２　法第115条の45の５第１項の規定により指定を受けた第１号事業者（以下「指定事業者」という。）及び法第115条の45の６の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、当該指定に係る指定事業者指定（更新）通知書（第２号様式）を事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の有効期間）

第５条 法第115条の45の５第１項の指定は、６年ごとに法第115条の45の６第１項の規定による更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（変更の届出等）

第６条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した第１号事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設にあっては、当該施設を含む。）の名称及び所在地

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 登記事項証明書又は条例等

(4) 事業所（第１号通所事業を行う指定事業者(次条において「指定第１号通所事業者」という。）にあっては、当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示したもの）及び設備の概要

(5) 利用者の推定数（第１号訪問事業を行う指定事業者に限る。）

(6) 事業所の管理者及びサービス提供責任者（第１号訪問事業を行う指定事業者に限る。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

(7) 運営規程

(8) 当該申請に係る事業に係る第１号事業支給費の請求に関する事項

２　指定事業者は、第１号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

３　前２項の規定による届出は、変更に係るものにあっては変更届出書（第３号様式）、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては廃止・休止・再開届出書（第４号様式）によるものとする。

（宿泊サービスの開始等の届出）

第７条 指定第１号通所事業者は、当該事業所の設備を利用し、利用者に対し夜間及び深夜に当該指定に係るサービス以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合は、その宿泊サービスの内容を当該宿泊サービスの提供を開始する前に、市長に届け出なければならない。

２　指定第１号通所事業者は、前項の規定による届出の内容に変更があったとき、又は休止した宿泊サービスを再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

３　指定第１号通所事業者は、宿泊サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

４　前３項の規定による届出は、指定第１号通所事業所における宿泊サービスの開始等届出書（第５号様式）によるものとする。

（雑則）

第８条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成27年４月１日の前日において、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の法第53条第1項本文の指定を受けて介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を行う者であって、医療介護総合確保推進法附則第13条ただし書の別段の申出をしないものについては、省令附則第31条ただし書の規定により、平成27年４月１日から令和３年３月31日までの間、第1号訪問事業又は第1号通所事業を行う事業者として指定を受けた者とみなす。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日より施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和３年６月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和３年10月１日より施行する。

附　則

この要綱は、令和４年３月１日より施行する。